

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目8番1号
日本ベリサイン株式会社
代表取締役社長 古市克典

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本臨時株主総会には、「全部取得条項に係る定款一部変更の件」を議案として上程いたしますが、本議案につきまして、会社法第111条第2項第1号に基づく決議をいただくため、本種類株主総会を併せて開催させていただくことになりました。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類をご検討のうえ、平成24年9月21日（金曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使サイト(<http://www.evotet.jp/>)において、上記の行使期限までに議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。なお、「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」を後記15頁に掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年 9月24日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目 6番3号
都道府県会館 1階 「大会議室」
（前回とは異なる会場での開催となります。末尾「株主総会
会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

【臨時株主総会】

決議事項

- 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件
第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件
第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、臨時株主総会参考書類及び種類株主総会参考書類の記載に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.verisign.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

## 【臨時株主総会】

### 臨時株主総会参考書類

#### 第1号議案 種類株式発行に係る定款一部変更の件

##### 1. 提案の理由

平成24年7月7日付当社プレスリリース「支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツによる当社株券等に対する公開買付けの結果並びにその他の関係会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社の支配株主（親会社）である米国シマンテック・コーポレーション（Symantec Corporation）（以下「シマンテック」といいます。）の完全子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツ（以下「シマンテック・インベストメンツ」といいます。）は、平成24年5月28日から同年7月6日まで、当社普通株式及び新株予約権に対して公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、同年7月13日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式166,805株（議決権の数：166,805個。当社が平成24年8月10日付で提出した第17期第2四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主の議決権の数（446,589個）に占める割合：37.35%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有するに至っております。なお、当社の支配株主（親会社）であり、かつシマンテック・インベストメンツの完全親会社であるシマンテックは、当社普通株式242,416株（議決権の数：242,416個。当社が平成24年8月10日付で提出した第17期第2四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主の議決権の数（446,589個）に占める割合：54.28%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しており、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツは合わせて当社普通株式409,221株（議決権の数：409,221個。当社が平成24年8月10日付で提出した第17期第2四半期報告書に記載された平成24年6月30日現在の総株主の議決権の数（446,589個）に占める割合：91.63%（小数点以下第三位を四捨五入））を保有しております。

また、平成24年5月25日付当社プレスリリース「支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、シマ

ンテックは、当社及びシマンテックが望ましい成長を実現するためには、シマンテックと当社の間でより緊密な関係を構築することが最善の方法であるとの結論に至り、シマンテックが、当社をシマンテックが単独で又はシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的として行う一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、シマンテック・インベストメンツに、当社の普通株式及び新株予約権を本公開買付けにより取得させることを決定したとのことです。とりわけ、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることにより、当社は、シマンテックのブランド及びその他の共通のリソースをより効果的に活用することができるようになり、迅速な意思決定を通じて、競争の激しい市場における環境の変化に早期に対応することができるようになると考えているとのことです。

当社といたしましても、当該プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツからの本取引に関する説明、本取引に関する当社の財務アドバイザーである野村證券株式会社から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、本取引に関する当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的助言、第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討を行いました。その結果、当社は、本公開買付けを含む本取引の実施により、当社のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により当社の企業価値が向上すると考えられ、他方、本取引の実行が当社の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、当社普通株式に係る本公開買付けの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）も妥当なものであること等から、本取引は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の当社取締役会において、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員の一致により、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせてその発行済株式の全

てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、株主様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、上記のとおり、本公開買付けは平成24年7月6日に終了し、多数の株主様の応募の結果、本公開買付けの公開買付者であるシマンテック・インベストメンツは、同年7月13日（本公開買付けの決済開始日）をもって、当社普通株式166,805株を保有するに至っております。

当社といたしましては、以上の経緯を経て本公開買付けが成立し、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツから要請を受けたこと等を踏まえ、平成24年8月28日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、以下の①から③の方法により、当社がシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせてその発行済株式の全てを保有する会社となるための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）を実施することを決議いたしました。なお、平成24年5月25日付当社プレスリリース「支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツによる当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、本取引の検討にあたり、当社の社外取締役である林新氏、並びに外部有識者である梅野晴一郎氏、藤崎清孝氏及び新井達哉氏により構成される第三者委員会を設置し、当該第三者委員会は、本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及びシマンテック・インベストメンツが合わせて当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を当社取締役会が決定することは当社の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行っております。

- ① 当社定款の一部を変更し、下記「2. 変更の内容」に記載の定款変更案第6条の2に定める内容のA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）といたします（以下「手続①」といいます。）。
- ② 手続①による変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定めを新

設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。なお、全部取得条項付普通株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部（但し、当社が保有する自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式を0.000025株の割合をもって交付する旨の定めを設けます（以下「手続②」といいます。）。

- ③ 会社法第171条第1項並びに手続①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、株主様（当社を除きます。以下同じです。）から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、各株主様に対して、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式を0.000025株の割合をもって交付いたします。なお、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツを除く各株主様に対して交付されるA種種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です（以下「手続③」といいます。）。

当社は、株主様に対するA種種類株式の交付の結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従って売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。

かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、別途定める基準日（第3号議案「2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容（2）取得日」において定める取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において株主様が保有する当社普通株式の数に44,000円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

本議案は、本完全子会社化手続のうち手続①を実施するものであります。会社法上、全部取得条項の付された株式は種類株式発行会社のみが発行でき

るものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である手続②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、A種種類株式を発行する旨の定めを新設するほか、所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款の一部変更は、本議案が本臨時株主総会において承認可決された時点で効力を生じるものいたします。

（下線は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                                                                    | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式<br/>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,738,656株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式<br/>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、1,738,656株とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は1,738,556株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は100株とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(A種種類株式)</u></p> <p><u>第6条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。</u></p> |

| 現行定款                                                 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p data-bbox="284 522 477 584">第3章 株主総会<br/>(新設)</p> | <p data-bbox="585 161 974 477"><u>A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額が分配された後、普通株主又は普通登録株式質権者に対して残余財産の分配をする場合には、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。</u></p> <p data-bbox="598 522 869 584">第3章 株主総会<br/>(種類株主総会)</p> <p data-bbox="585 598 981 694"><u>第15条の2 第12条、第13条及び第15条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p data-bbox="585 707 981 803"><u>2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p data-bbox="585 817 981 913"><u>3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> |



## 第2号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

第1号議案「1. 提案の理由」でご説明申しあげたとおり、当社といたしましては、本公開買付けへの賛同及び応募の推奨並びに本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、本完全子会社化手続のうち手続②を実施するものであり、第1号議案に係る変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。本議案が本臨時株主総会で、また、本種類株主総会議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が本種類株主総会で、それぞれ原案どおり承認可決され、手続②の定款変更の効力が発生した場合には、当社の発行する普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

なお、手続②の後、第3号議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることにより、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得いたしますが（手続③）、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得の対価は、第1号議案に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株主様に割り当てるA種種類株式の数は、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツを除く各株主様に対して交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.000025株としております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案及び第3号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、並びに本種類株主総会議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が本種類株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、平成24年11月1日に効力が生じるものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 第1号議案に係る変更後の定款 | 追加変更案                                                                                                                                                       |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式<br>(新設) | 第2章 株式<br><u>(全部取得条項)</u><br><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.000025株の割合をもって交付する。</u> |

### 第3号議案 全部取得条項付普通株式の取得の件

#### 1. 提案の理由（全部取得条項付普通株式の全部を取得することを必要とする理由）

第1号議案「1. 提案の理由」でご説明申しあげたとおり、当社といたしましては、本公開買付けへの賛同及び応募の推奨並びに本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、本完全子会社化手続のうち手続③を実施するものであり、会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案に係る変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が株主様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、各株主様に対して、当該取得と引換えに、第1号議案に係る定款変更により設けられるA種種類株式を交付するものです。

当該交付がなされるA種種類株式の数につきましては、株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.000025株の割合をもって交付するものといたします。この結果、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツ以外の各株主様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。このように割り当てられるA種種類株式の数が1株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおりの1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、A種種類株式を0.000025株の割合をもって割り当てる結果生じるA種種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当するA種種類株式を、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて各株主様に交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てA種種類株式を当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却価格につきましては、別途定める基準日（下記「2. 全部取得条項付普通株式の取得の

内容（２）取得日」において定める取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）において株主様が保有する当社普通株式の数に44,000円（本公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主様に交付されるような価格に設定することを予定しております。

## 2. 全部取得条項付普通株式の取得の内容

### （１）全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第171条第1項並びに第1号議案及び第2号議案に係る変更後の当社定款に基づき、取得日（下記（２）において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株の取得と引換えに、A種類株式を0.000025株の割合をもって交付するものといたします。

### （２）取得日

平成24年11月1日（木）

### （３）その他

本議案に係る全部取得条項付普通株式の取得は、本臨時株主総会において第1号議案及び第2号議案がいずれも原案どおり承認可決されること、本種類株主総会議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が本種類株主総会において原案どおり承認可決されること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が生じることを条件として、その効力が生じるものといたします。なお、その他必要事項については、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

以 上

## 【普通株主様による種類株主総会】 種類株主総会参考書類

### 議 案 全部取得条項に係る定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

本臨時株主総会第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」（「臨時株主総会参考書類」の3頁から8頁まで）でご説明申しあげたとおり、当社といたしましては、本公開買付けへの賛同及び応募の推奨並びに本公開買付けが成立したこと等を踏まえ、本臨時株主総会及び本種類株主総会において株主様のご承認をいただくことを条件として、本完全子会社化手続を実施することといたしました。

本議案は、本完全子会社化手続のうち手続②を実施するものであり、本臨時株主総会第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る変更後の当社定款の一部をさらに変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定款の定めを新設するものです。本臨時株主総会において、手続①を実施する定款変更議案である本臨時株主総会第1号議案が承認可決されますと、当社は、種類株式発行会社となりますので、会社法第111条第2項第1号により、手続②を実施するために必要な定款変更を行うためには、当社普通株主様による種類株主総会の決議が必要となります。そこで、本臨時株主総会と併せて、本種類株主総会を開催し、株主様による決議をお願いするものであります。本議案が本種類株主総会で、また、本臨時株主総会第2号議案「全部取得条項に係る定款一部変更の件」が本臨時株主総会で、それぞれ原案どおり承認可決され、手続②の定款変更の効力が発生した場合には、当社の発行する普通株式は全て全部取得条項付普通株式となります。

なお、手続②の後、本臨時株主総会第3号議案「全部取得条項付普通株式の取得の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることにより、当社は株主様から全部取得条項付普通株式を取得しますが（手続③）、当該取得と引換えに当社が株主様に交付する取得の対価は、本臨時株主総会第1号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」に係る定款変更により設けられるA種種類株式とし、当社が全部取得条項付普通株式1株につき株

主様に割り当てるA種種類株式の数は、シマンテック及びシマンテック・インベストメンツを除く各株主様に対して交付されるA種種類株式の数が1株未満の端数となるように、0.000025株としております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会第1号議案乃至第3号議案が本臨時株主総会においていずれも原案どおり承認可決されることを条件として、平成24年11月1日に効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 本臨時株主総会第1号議案に係る<br>変更後の定款 | 追加変更案                                                                                                                                                       |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 株式<br>(新設)            | 第2章 株式<br><u>(全部取得条項)</u><br><u>第6条の3 当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得することができる。当社が普通株式の全部を取得する場合には、普通株式の取得と引換えに、普通株式1株につきA種種類株式を0.000025株の割合をもって交付する。</u> |

以 上

## インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成24年9月21日（金曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上



システム等に関するお問合せ

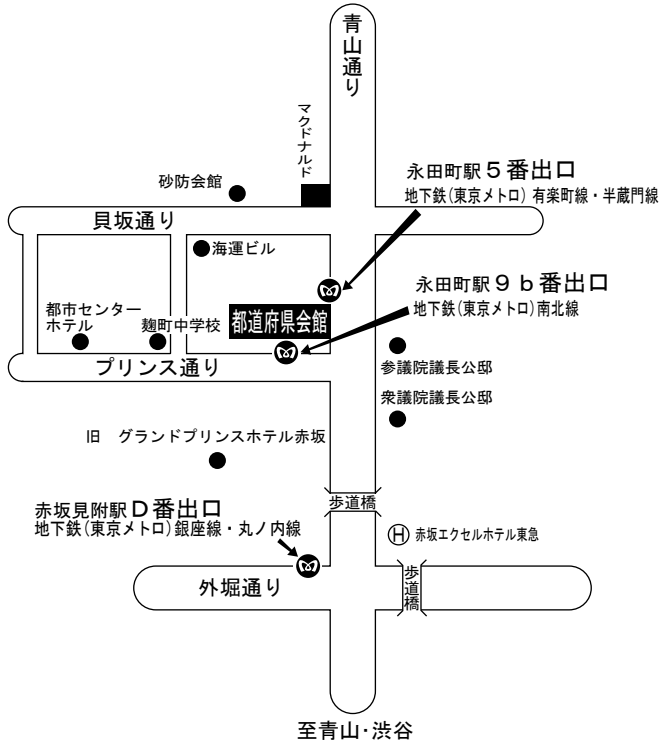
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）





# 株主総会会場ご案内図

都道府県会館 1階「大会議室」  
東京都千代田区平河町二丁目6番3号



## 交通機関のご案内

- ◆東京メトロ 永田町駅（有楽町線・半蔵門線）5番出口より地下連絡通路を経て徒歩約1分
- ◆東京メトロ 永田町駅（南北線）9b番出口より地下連絡通路を経て徒歩約1分
- ◆東京メトロ 赤坂見附駅（銀座線・丸ノ内線）D番出口より徒歩約5分